

平成23年第4回定例会

階上町議会会議録

平成23年6月10日 開会

平成23年6月15日 閉会

階上町議会

平成 23 年第 4 回階上町議会定例会

議事日程第 1 号

平成 23 年 6 月 10 日 午前 10 時 05 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 陳情第 1 号 「所得税法第 56 条廃止を求める意見書」を国への提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	浜 谷 貴 樹 君	2 番	松 尾 國 治 君
3 番	百 目 木 和 俊 君	4 番	大 江 和 夫 君
5 番	林 貢 君	6 番	加 藤 祐 君
7 番	重 文 字 勝 義 君	8 番	鹿 原 章 男 君
9 番	石 川 清 人 君	10 番	山 田 恵 治 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	松 森 蒿 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	木 村 勝 彦 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	上 博 文 君
町 民 課 長	上 野 文 生 君	保健福祉課長	梨 子 謙 一 君
産業振興課長	荻 ノ 沢 甚 逸 君	建 設 課 長	田 中 昇 君
教 育 課 長	沼 沢 範 雄 君	会 計 管 理 者	寅 谷 信 廣 君
総務課指導監	南 正 人 君	町民課指導監	木 村 良 三 君
建設課指導監	佐 京 孝 信 君	石鉢ふれあい 交 流 館 長	田 中 武 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	境 栄 治 君	代表監査委員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長	浜 谷 操 君	総 務 G L 長	根 工 君
総 務 課 主 幹	平 戸 真 澄 君		

開会の宣告

午前 10 時 05 分

開議の宣告

午前 10 時 05 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 4 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、3 番 百目木和俊君、4 番 大江和夫君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの6日間と決定いたしました。

この際、日程第 3、報告第 1 号 平成 22 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から議案第 9 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件まで、12件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ。

議長(木村勝彦君) 町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 本日ここに、平成 23 年第 4 回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに当町にも甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から、間もなく3カ月を迎えようとしておりますが、階上町の復旧・復興に向けご尽力頂いている皆様方に、心より敬意を表します。

町といたしましても、一日も早い復旧・復興に向けて、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思いますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

報告第 1 号 平成 22 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成 22 年度に決めました、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金活用事業、道路整備事業、町コミュニティ防災無線整備事業等に係るもので、平成 22 年度において完了が困難なため、平成 23 年度へ繰越しいたしましたので、その計算書を報告するものであります。

報告第 2 号 平成 22 年度階上町一般会計事故繰越し繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成 22 年度に定めました、地域介護・福祉整備等施設整備事業及び住宅用太陽光発電システム設置補助事業に係るもので、東日本大震災に伴う物資未調達により、事業を完了することが困難となったため、平成 23 年度へ繰越しいたしましたので、その計算書を報告するものであります。

報告第 3 号 平成 22 年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成 22 年度に定めました、公共下水道事業に係るもので、平成 22 年度において完了が困難なため、平成 23 年度へ繰越しいたしましたので、その計算書を報告するものであります。

議案第 1 号 階上町わっせ交流センター条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域の活性化及び階上そばのブランド化の推進並びに農産物の加工、地産地消の拡大を図るため、「階上町わっせ交流センター」の設置等について、所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第 2 号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、交通安全対策協議会について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 3 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に対処するための地方税法の一部改正に伴い、住民税に係る雑損控除の適用年度及び繰越し期間の延長等について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 4 号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特別災害により漁業に係る損失を受けた者について、農作物に係る損失を受けた者と同様の減免を行うことができるよう、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 5 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が本年 5 月 2 日に施行されたことに伴い、災害援護資金の貸付けを受けられる期間及び償還期間の特別延長等について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 6 号 階上町交通安全条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、交通安全対策基本法に定める交通安全計画を策定し、総合的な交通安全対策の実施を図るため提案するものであります。

議案第 7 号 平成 23 年度階上町一般会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 5,623 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 59 億 9,432 万 5 千円とするものです。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金 1,180 万 6 千円、町債 3,990 万円を減額し、県支出金 8,203 万 8 千円、寄附金 2,114 万 6 千円、諸収入 475 万 7 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、土木費 4,211 万 3 千円、教育費 6,983 万円等を減額し、商工費 595 万 1 千円、災害復旧費 1 億 5,134 万 3 千円等を追加するものであります。

歳出のうち、東日本大震災による被害への対応分といたしまして、海産物簡易加工処理センター復旧に係る経費 3,320 万 9 千円、階上漁業協同組合災害復旧事業費補助金は、今後の協議で変更も考えられますが 1 億 1,600 万円等を計上しております。

なお、災害復旧費等に係る財源確保のため、既定の普通建設事業費を見直し、道仏中学校夜間照明設置事業 8,328 万 6 千円、道路整備事業 3,800 万円、漁港維持工事 192 万 2 千円を減額しております。

次に第 2 表債務負担行為補正であります。東日本大震災に伴う、災害援護資金制度により申請者に対して貸付した貸付金に係る利子の補給の債務負担行為を変更するものであります。

次に第 3 表地方債補正であります。これは、わっせ交流センター整備事業に係る追加分と既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 8 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため提案するものであります。

議案第 9 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについ

て意見を求めるため提案するものであります。

以上、提出議案につきましてご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

議長(木村勝彦君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第4、陳情第1号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」を国への提出を求める陳情書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第92条の規定により、総務財政常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって陳情第1号を総務財政常任委員会に、付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月11日から6月13日までの3日間は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、6月11日から6月13日までの3日間は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は、6月14日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午前10時18分)

平成 23 年第 4 回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

平成 23 年 6 月 1 4 日 午前 10 時 00 分開議

日 程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	浜 谷 貴 樹 君	2 番	松 尾 國 治 君
3 番	百 目 木 和 俊 君	4 番	大 江 和 夫 君
5 番	林 貢 君	6 番	加 藤 祐 君
7 番	重 文 字 勝 義 君	8 番	鹿 原 章 男 君
9 番	石 川 清 人 君	10 番	山 田 恵 治 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	松 森 蒿 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	木 村 勝 彦 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	上 博 文 君
町 民 課 長	上 野 文 生 君	保 健 福 祉 課 長	梨 子 謙 一 君

産業振興課長	荻ノ沢甚逸君	建設課長	田中昇君
教育課長	沼沢範雄君	会計管理者	寅谷信廣君
総務課指導監	南正人君	町民課指導監	木村良三君
建設課指導監	佐京孝信君	石鉢ふれあい 交流館長	田中武美君
農業委員会 事務局長	境栄治君	代表監査委員	志民安之助君

職務のための出席者

議会事務局長	浜谷操君	総務 G L 長	根工君
総務課主幹	平戸真澄君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

10 番、山田恵治君の質問を許します。

10 番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 山田恵治君。

10 番（山田恵治君） 10 番、山田恵治です。（山田議員登壇）

10 番（山田恵治君） 6 月定例会に、一般質問の場を頂き誠にありがとうございます。

います。

通告に従い質問をさせていただきます。

去る3月11日に発生した東日本大震災によって、東北の沿岸は壊滅的な被害を受けました。マグニチュード9.0という国内最大の地震と、それによって引き起こされた千年に一度ともいわれる、高い所で30mを超える津波によって各地の町はのみ込まれてしまいました。

階上町においても大蛇地区を始め、追越、小舟渡などの海岸線の地域は、甚大な被害を受けました。

この震災による、6月10日現在の死者は15,401人、行方不明者は8,146人、避難されている人は、未だに9万1千523人に上ります。

発生から3ヶ月が経ち、少しずつではありますがガレキの撤去など復旧作業が進んでまいりました。この東日本大震災により、日本全国で様々なイベントや行事が中止され、自粛ムードに包まれました。階上町の2大イベントである、臥牛山まつりやいちご煮祭りも、早々、中止が発表されました。

3月、4月に開催されるイベントであるなら、このような大災害時に中止することはやむを得ないことだと思いますが、6月の臥牛山まつりや、7月の末に行われるいちご煮祭りは階上町の祭りであるだけでなく、県南を代表する祭りであり、商工業者や町の各団体、そして、漁業関係者の多くが参加する歴史ある祭りです。階上町にとって大きな経済効果をもたらすイベントを中止することは、被災された人々の元気を更に無くすることのように思えてなりません。漁業関係者の船や施設が被害に遭い、ウニやアワビも用意できないとのことでしたが、それに替わる復興のためのイベントを町が応援し、一緒になって開催することで被災された方々が元気になることだと思います。

今、町や町担当課が手を差し伸べる必要があるではないでしょうか。イベントを中止するだけでは復興への意欲を欠いてしまいます。

昨年、大蛇の海岸では、どんこ鍋祭りを開催し大変賑わったと聞きます。小舟渡の海岸では、毎年鮭漁があります。秋に鮭を使ったチャンチャン焼きや海鮮鍋祭りを開催することもできると思います。商工関係者や漁業関係者の売上につながり、被災された人々のために少しでも応援できればと私は思います。

ゴールデンウィークは、青森県内各地でイベントが開催されました。

東日本大震災で被害を受けたおいらせ町でも、おいらせ春祭りを開催、心身の疲れや沈んだ気分を癒し、明るいムードに変えていくことも大切だと主催の観光協会がコメントされています。

7月30日、八戸から元気発進、南郷ジャズフェスタは例年通り開催されます。

被災地八戸から元気を発進すると共に他の被災地支援の取り組みも計画されています。

5月31日には、洋野町で種市夏祭りを予定通り実施すると発表いたしました。また、八戸館鼻漁港では日本一の朝市を7月3日から開催。6月10日には、種差夏祭り中止を取り止め、開催することを新聞紙上で発表いたしました。

被災した、それぞれの市町村では様々な工夫を凝らしイベントの開催に扱っています。

階上町でも被災された人々が元気を取り戻すために復興イベントを開催するべきだと思います。

町としてのお考えを、お伺いします。

以上壇上からの質問を終わります。(山田議員降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、山田議員の町を元気にするための復興イベント開催についてのご質問にお答えします。

さる3月11日午後2時46分それは私たちにとって、一生忘れられない日となりました。

東日本大震災による大津波は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を襲い、町を一瞬にして壊滅させ、ライフラインを寸断。

更には、原発事故を引き起こし放射能汚染による風評被害は、日本中を震撼させております。

そして、震災以来、マスメディアからは、津波や原発事故により避難所生活を余儀なくされている方々の状況が連日報道され、その恐ろしさをまざまざと見せつけられました。

我が階上町も、この津波により大蛇、追越、小舟渡の海岸地域を中心に甚大な被害を受け、住宅や店舗、漁船や漁港施設、浜小屋等の流出。損壊によるガレキの惨状。浜に打ち上げられたウニの現状を目の当たりにしたとき、その被害のあまりの大きさに、祭り関係のイベントはとても実施できるような状況ではなく、当時とすれば臥牛山まつり、いちご煮祭りを早々に中止せざるを得ないという判断に至ったものでございます。

しかし、その後、復興に向けた、ガレキの除去や災害廃棄物の分別処理、被災施

設の改修への取組み、特に、被災された地域の皆様の団結した行動にも支えられましたし、また、ワカメの共同採りの際の生育状況を見ますと徐々に活気を取り戻しつつあると感じております。

さて、議員ご提案の「復興イベントの開催」についてですが、漁港関連施設の復旧や漁業再開に向けて少しずつではありますが動き出しておりますし、町民の皆様をはじめ県内外の方々、団体や企業など沢山の方々からの義援金や寄付のご支援をいただいたことに対する感謝の意味も含め、地域や漁業者の方々を元気づけたいという思いは、山田議員と気持ちを同じくするものであります。

このことから、まずは、漁港内の環境整備や漁業の生産基盤機能の早期回復など被災地域の復旧、復興に最善を尽くしながら、階上町を元気づけるためにはどのような復興イベントがいいか、また、どのような取組みが可能なのか、開催に向けて前向きに産業振興団体や関係各位のご意見、ご協力をいただきながら、町を上げての復興イベントの開催を早急に検討して参りたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

10番(山田恵治君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 10番、山田恵治君。

10番(山田恵治君) ご答弁大変ありがとうございました。

復興イベントの開催に向けて全力を導入するということです。

2008年に中越地震で被災された人々のアンケートに、どんなことをして皆さんはお元気になりましたかという質問があったそうです。

その中で、被災された人々は地域や地区で開催された、イベントや祭りに自分たちがその中で活動することによって元気になっていったという答えだったそうです。

自らが参加することで被災者が立ち上がることも大切だと思います。そのきっかけを町が手助けをしてやる、それは被災された人々に対しては大変ありがたいことだと思います。

多額の予算をかけるのではなく、商工会や漁協各団体等に呼びかけ手作りの祭りで良いと思います。

また、いつも臥牛山まつりやいちご煮祭りはRAB企画さんをお願いしています。こういう時だからこそ、そういった方々にボランティアの参加を呼び掛けたり、またそして、またそこで売上げた売上の一部などを義援金にするような様々な企画は

これから可能だと思っております。

昨年、臥牛山まつりの来場者は2日間で5,000人だったそうです。いちご煮祭りは、昨年1日目は18,000人、2日目は27,000人来場しております。2日間で45,000人もの方々がこの階上町を訪れ、臥牛山まつり、いちご煮祭りを楽しんでおられる。

そして、その経済効果は地元の商工業者、漁業関係に多大な効果を上げているものだと思います。

協働のまちづくりを宣言する階上町では、こういった沿岸の漁業者が被災されている時こそ、町が率先して手を差し伸べるべきだと思います。

私は、2度にわたり隣の久慈市、被災地の久慈、陸中野田、普代そして田野畑まで行って参りました。大変な被害に言葉を失いました。その地区から見れば失礼ではありますが、被害が階上町は少ない地域だと思います。

少しでも元気な私達が復興イベントを開催し、がんばろう日本、がんばろう階上、そういう事を内外に発信していくべきだと思います。

町長の復興にかける思いをもう一度お聞かせ願えればと思います。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 山田議員の再質問にお答えします。

現実的によその大惨事の状況の市町村に比べれば全体的な被害の程度は少ないかもしれませんが、被害を受けている人の状況は同じ大きな被害だと思っております。

しかし、幸いにして面積的にも程度は少ないということから逆に、わが地域が早く立ち上がって、そして地域の漁業者あるいは地域住民が自ら参加していくことによって、頑張っていく意欲を喚起出来るような、そういう取り組みをしていきたいというようなことで、地域と関係者と協議しながらその方向に向けて早急に取り組んでいきたいという思いでございます。

何と云っても、この被災された地域が元気になっていかなければならない、そういう事を、まず第一に、いろんな角度から関係機関と考えながら地域を活かした、そして経済の波及効果も当然考えますが、将来を見据えた漁業振興地域の活性化に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村勝彦君） 以上で10番、山田恵治君の質問を終わります。

6番、加藤 祐君の質問を許します。

6番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 加藤 祐君。（加藤議員登壇）

6番（加藤 祐君） 内容的には、山田議員と重なる部分があるかと思いますが、私も同じような思いで質問させていただきます。

6月議会にあたり先に通告しておきました、東日本災害震災復興の進行についてお伺いします。

まず冒頭に、3月11日に発生いたしました大津波により被災を受けられました方々に心からお見舞い申し上げます。

また、不幸にして亡くなれた方々には衷心よりお悔やみ申し上げる次第でございます。

我が町の沿岸の方々が津波により家屋の倒壊、船或いは漁具などの流失によって甚大な被害を受けました。行政がスピード感を持って早期復旧に努めた結果、ガレキの撤去が何処よりも早く進み、今は復旧が目に見えてきております。後はいかに早く復興できるかが課題と思われまます。

本町の産業振興で、例年でございますと2大イベントが行われてございますが、災害の大きさもありましてすぐさまに、実行委員会の会議が開かれ中止となり、春先の臥牛山まつりは見送られましたが、本町最大のイベントでもあります、「いちご煮祭り」はこれからでございます。災害で素材が不足しているのは承知しておりますが、皆の創意と工夫と力を頂いて、一日も早い浜の元気を取り戻すためにも、何らかの策を講じてでも祭りが実行出来ますよう提言するものでございます。

また、被災された方々からの声もございます。

実行委員長であります町長の考えをお伺いします。

また、今後更に加えた振興策がありましたらお聞かせ下さい。

本町の第一次産業は水産業、農業、林業と恵まれた中にございます。これらを活かした今後の方策をお伺いできればと思います。

なお、6月定例議会にあたり関係各位に特段の指導を賜り感謝と敬意を申し上げます。（加藤議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、加藤議員の東日本震災復旧復興の振興策についてのご質問にお答えします。

まず1点目としてご提言をいただきました、浜の元気を取り戻すための祭りの実行・イベントにつきましては、先程答弁致しました山田議員のご質問の内容と、同様の趣旨と思われますので、詳細につきましては省略させていただきますが、海岸地域や漁業者の方々は勿論のこと、階上町全体の力強い復興と活力ある産業振興のためにも、本来のいちご煮祭りから内容を変えた復興イベントの開催に向けて早急に検討して参りたいと思っております。

次に、2点目の今後更に加えた振興策があるか、というご質問ですが、観光を絡めた漁業の活性化という観点から、昨年も開催致しました秋頃に「どんこ祭り」を計画しているところであります。

また、先般、階上町水産振興協議会に併せて震災復興会議を開催し、被災の状況・これまでの対応経過等を踏まえ、今後の課題等について意見交換をいたしました。

その中で、当面は被災した漁業共同利用施設等の早期復旧に努めながら、大量に流出したと思われるウニ・アワビの資源については、放流に頼るだけでなく、資源保護を考えた育てる漁業に力を入れることや、ホヤ・ナマコなどについても増殖しながら、水揚げ増に繋げていくこと、更には、磯で占められている魅力ある海岸を観光客に開放し、楽しんでもらえる環境を整備し、観光客を誘致して、浜の活性化を図ることや、未利用資源を有効利用した、特産品づくりの必要性などのほか、復旧した施設の有効利用方法の検討や漁船の回復計画の必要性等について意見が出されました。

これらを踏まえて、漁業施設の有効活用や漁港整備のあり方も見直ししながら、今後関係者と具体策を協議し、水産振興を図っていきたいと考えております。

以上でございます。（町長降壇）

6番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 6番、加藤 祐君。

6番（加藤 祐君） ありがとうございます。

まず、祭りについては様々な形で復興を考えた中で、私はいちご煮祭りに更なる振興の特別企画を加えた、そういうイベントであっても良いのではないかとこう思

います。自粛、自粛ばかりではなく、その特別な思いでいる方々に元気をつけるためにも特別な企画を思っただけに肉付けして、そして、復興の花火を上げたらどうかかなと思います。

まず、災害に対しましては行政がスピード感を持って対処し、階上町の力を感じました。職員の指揮権の高さ、あるいは業者との連携プレー、災害時には最も求められることでございます。

このことをよく馬力といいます、そのことが、災害が起きた時皆茫然としておりますが、その中での対処これをきちんと出来る者、この力は行政の力なりと私は思う訳でございます。

今回の、階上町のガレキの撤去、その中には漁業関係とか様々な中で非常に速かったと感じる次第でございます。

我が町の主力産業であります水産業を、先人たちが長い歴史の中で積み重ね築き上げそこで住民が生活をして参りましたが、先月からは一瞬にして財産を壊し飲み込んでいきました。

浜の人たちは、甚大な被害を受けられましたが3ヶ月が過ぎましたが普及が進み今は復興に進んでいます。その背中を町政が、これは背中を押してあげればこれは必ずやまた生活基盤となる水産業がまた、活性化されていくのではないかと思います。

先ほど町長の答弁の中に、ナマコとかホヤの増産を考えておりますという言葉がありました。私は今までの水産業はこれだけでも、これからこれを機会にまだまだ足腰の強い階上町の水産業を支えていくには、もうひと工夫必要ではないかと思っております。

ワカメ、ワカメの養殖そしてまた、ナマコでもいいでしょ。ナマコは中国の大連市なんかでは乾しナマコは高級素材として取り扱われています。そういう海を利用した水産業を、これから日にちをかけても築きあげていくべきだと思います。その中で、行政が計画を持って、直ぐやって直ぐ出来るものではありませんが、長い間の積み重ねが物を作り上げていく訳でありますので、それを期待しております。

それからこの間、三戸郡の商工会の会議がありましたが、その際私は事業案の中で申し上げましたが、今こそ私達が連携をもった地産地消、あるいは産物が各所で販路拡大が求められているところです。販路拡大にも繋がる、そして三戸郡が一体となった力を今こそ結集するべきではないでしょうか。

いちご煮祭りと呼んでもいいでしょうし、各町村から産物をより集めて、そこで皆さんの信用をいただいて、復興に向けていくんだというこういう考え方も今こそ必要だと思うわけでございます。

もう一度町長の考えをお聞かせ願えればと思います。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の今後の水産振興のあり方だろうと思いますが、これまで先程申し上げましたが、ワカメの共同採りとかアワビの採取とかをしている状況の中で磯資源の生育状況を伺いますと完全に残っていませんが、少し散見されていると、これが今後どこまで再生していくかという事を含めて資源の管理をしっかり考えていかなければいけないだろうと思います。

そういった意味では地元にある県の栽培振興協会、栽培センターともっと連携を密にしながら町の栽培漁業のあり方をもう一度見直しながら、磯漁業とそして沖合漁業もありますから、その中で両方の資源を開発していく必要があるかと思しますので、この機会に漁業者の皆さんと検討して参りたいとそうように考えております。

また、商工関係者の方々にも話されたと同いますが、三戸郡下次産業の特産地でもありますので、この機会に一体感を持った連携をしていければ、これから共にお互いの産業振興に繋がって行くものだろうと思います。

今後は、我が町としても海と山を持つ町という部分を活かしながら、その両面について勉強しながら考えて行きたいとそうように思っております。

以上でございます。

6番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 6番、加藤 祐君。

6番（加藤 祐君） 栽培漁業の考えたかをお聞きしましたが、いわゆる今、私はそれがまさに必要な時だと考える訳でございます。

今、どんどん資源が壊されていっております。その中でも今、町の取り組みいわゆる漁具が無かったら一つにして、沢山ある港を一つにしてきちんと整備して、そこを更なる拡大をしていく、港を利用した養殖など様々な事が考えられます。階上町には沢山の港があります。その中で、それを利用した養殖事業とか様々な事を考

えていったら、まだまだ私は、階上町の資源をもっと活用できるのではないかと考えます。

町長の考えがそこに行っているようですので、それを計画的に進めてくださるようお願いをして、そしてまた、これから更なる力を加えた祭りを私はお願いしたい。

臥牛山まつりが中止になりました。そしてもう一つ中止になりました「いちご煮祭り」を、今度は復興に向けた、復興祭りという名前でもいいでしょうし、中には何か企画をしたものがあるべきではないかと考えます。

沈むばかりではなく批判する人もいると思いますが、それに恐れずこれから明日に向かって「上を向いて歩こう」じゃないないけども、もうひとつ、その考えを持って階上町が前進していこうじゃありませんか。

これを持って私の質問を終わります。

議長（木村勝彦君） 以上で6番、加藤 祐君の質問を終わります。

2番、松尾國治君の質問を許します。

2番（松尾國治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 松尾國治君。（松尾議員登壇）

2番（松尾國治君） 先程来、先輩御二方の議員さんも仰っておりましたが、先の東日本大震災は国内最大級のマグニチュード9.0という事で大津波により各地で大変な被害が出ております。

我が階上町でも、特に大蛇・追越、更に小舟渡地区で家屋や商店、更には漁業関係の施設等に大きな被害が出ました。

そこで、東日本大震災の復興並びに被災者支援について質問いたします。

漁港や漁協関連の施設等については既に予算化もされ、復旧に向け着実に歩み出しているところではありますが、その中で特に漁港内、船着き場に堆積しているガレキ、土砂等の撤去は早急に実施していただきたいと思います。漁船を購入しても、八戸の港を借りて係留せざるを得ないのが現状です。もう既に始めているようですが、いつまでに完了するのかをお示し下さい。又、防波堤その物には被害はありませんでしたが、それに付随する設備等に被害が出ていますので、それらの修復と更には漁業集落排水施設について、現在は仮復旧の状態ですが、完全に復旧するのはいつの予定なのかお伺いいたします。

次に、被災者支援についてですが、家屋が全壊し、借家又はアパートに仮住まい

をされている方々が、当階上町が災害救助法の適用にならなかったという事で、支給された支援金も家賃に回り、限られた収入の中で将来に対し、大変な不安を抱えております。

被災者には今日までに、町からの見舞金、被災者生活再建支援制度に依る支援金、青森県と日本赤十字から配分された義援金の一次配分、町に寄せられた義援金の一次配分、というようなものが申請によって支給または、これから支給されるものだと思います。住宅を建設又は購入の場合で最高額が支給されても約総額で450万円少々になると思われます。これではとても間に合いません。又、リフォームをして既に再生活をスタートされている方々も資金の工面に苦慮されています。

今後、国からの義援金配分が見込まれ、町としても税制面での優遇措置はありますが新たな町独自の支援というお考えはありますでしょうか。

なお、災害直後からの各避難所への町側の素早さ、きめ細やかな対応が不安と恐怖の中にいた私達には心強く確かな信頼となり支えになりました。

それは、悲しくやり場のないものを感じさせる目の前にあった大量のガレキの撤去に対する対応の素早さにも表れています。

改めて町長はじめ関係各位に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上、壇上からの質問を終わります。(松尾議員降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、松尾議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の被災した漁港の防波堤等の修復の時期についての件であります、議員ご案内の通りこの度の東日本大震災による本町の被害につきましては、幸い町内における人的被害は無かったものの、漁港施設を始め漁業集落排水施設など、かつてない甚大な被害を受けたところであります。

それでは、ご質問の漁港等の修復の件であります、まず、急がなければならないものについては、国・県と協議を行い「応急工事」により支障物撤去や浚渫工事を実施し、入港出来るよう航路の確保を行い、一部危険区域につきましては梵天等により立入り禁止区域を明示し、漁業者に周知しているところであります。

残りの港内泊地に沈んでいる消波ブロックやガレキ等の撤去については7月末を目途に、土砂等の浚渫につきましては11月を目途に、一日も早い復旧を目指しているところであります。

また、防波堤や護岸等の復旧工事につきましては、7月に予定されております国の災害査定において事業内容や復旧事業費を決定して頂き、その後の工事発注となる予定であります。

以上のとおり漁港の修復状況につきましては、先般6月2日の町水産振興協議会並びに震災復興会議において、漁協役員初め各部会長さん方に対して、これまでの対応経過等をご説明申し上げ、確認頂いたところであります。

次に、大蛇地区漁業集落排水施設の復旧についてであります。津波被災により終末処理施設及び中継マンホールポンプの汚水処理機能が停止したことにより、各家庭から排出される汚水がマンホールから溢れ漁場環境の悪化が予想されるため、早期に復旧する必要があることから国・県との協議により「応急工事」を進めて参ったところであります。

それにより、中継マンホールポンプにつきましては、被災から2ヶ月余りにわたる汲取り作業を行っておりましたが、5月下旬に仮設の受電設備設置によりポンプが稼働し、汲取り作業が不要となったところであります。今後は、年度内の本復旧を目指して、6月下旬の発注に向け作業を進めているところであります。

処理施設につきましては、他自治体や業者等の支援を頂き機械及び電気施設の仮設により、5月下旬に仮復旧ではあります。処理施設が稼働したところであり、本施設につきましても年度内の本復旧を目指し、8月初旬の発注に向け進めているところであります。

今回の大震災による津波被害は、他県・他市町村においても甚大な被害となっており、その復旧は困難を極めている現状にあります。当町においても完全復旧まではまだ時間を要するところではあります。地元の方々や漁業関係者等と連携を図りながら、早期復興に向け努力して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、2点目の家屋の全半壊世帯に対する町独自の支援について、でございます。今回の大津波による住宅被害の状況は、住宅の全壊が12世帯、大規模半壊が5世帯、半壊が1世帯で計18世帯の方々が被害を受け、その内7世帯の方々が、家屋の流失又は諸事情によりやむなく解体取り壊しとなっています。

このような状況の中で、被災者の皆様の一日も早い生活再建のために、町では、様々な支援を実施しています。

まず、財団法人都道府県会館の被災者生活再建支援制度についてであります。この制度は、住宅が大規模半壊以上の被害を受けた世帯が対象となり、その被害の状態に応じて被災者世帯に支給されるものが基礎支援金で、1世帯あたり100万円から37万5千円が支給されます。

また、住宅の再建方法に応じて支給されるものが加算支援金で、1世帯あたり200万円から37万5千円支給されます。

この支援金につきましては、保健福祉課窓口にて4月4日から受付が開始されています。

次に、義援金についてですが、青森県の義援金配分委員会が4月14日に開催され、青森県内の住宅全壊世帯には、国県あわせて1世帯あたり100万円、また、住宅半壊には50万円の第1次配分が決定され、本町では、4月28日に18世帯の皆様がこの義援金を支給させていただきました。

また、町内の皆様をはじめ、全国から寄せられました階上町災害義援金につきましては、5月25日に階上町災害義援金配分委員会を開催し、第1次配分として住宅全壊の方には1世帯あたり50万円、住宅半壊の方には25万円の配分額を決定し、6月3日にそれぞれ支給させていただいたところであります。

第2次以降の国県分の義援金配分につきましては、その内容等が決定し次第、関係される皆様にご連絡を申し上げ、速やかに支援支給できるよう実施して参りたいと考えております。

ご質問の町独自の支援についてですが、今回の大津波によって住宅に被害を受けた方々のその復旧に係る費用については、それぞれの住宅再建の規模及び方法等によって、様々なケースが想定されます。現段階での支援金及び義援金だけでは、決して十分な金額であるとは考えておりません。今後の生活に不安を抱え再建方法を決断できずにいるとお話もお伺いしています。

未曾有の災害でもあることから、できれば町としても多くの支援をしたいところではありますが、しかし、自然災害とは言え、住宅新築・購入・修繕となると個人の財産に対する支援となること等から、公金からの支出については、慎重を期さなければならないものと考えております。

現在、町でできる支援といたしまして、住宅の全壊と大規模半壊世帯に対して5万円、半壊世帯に対して2万円の見舞金があり、既に交付済であります。そのほかに半壊以上の世帯に対する税金の免除や国保及び介護保険、後期高齢者医療等に係る給付費の一部負担金の軽減等、生活面を中心とした支援内容となっています。

また、個人資産の復旧に対する資金貸付制度であります災害援護資金につきましては、被災の状況によりその貸付限度額が設けられていますが、このたびの東日本大震災に対応するための、「特別財政援助及び助成に関する法律」等の施行に伴う災害援護資金貸付の特例により、利息の軽減、受付期間、据置き期間、並びに償還期間の延長など貸付けを受けられる方々のご負担が軽減されるよう法律が施行され、それに伴う条例の一部改正案を本定例会に提案させていただいております。

住宅被災にあわれた方々には、1日も早い生活再建を図っていただくために、今後についても個々の状況に合わせた相談や情報提供等について継続して参りたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします

以上でございます。(町長降壇)

2番(松尾國治君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 2番、松尾國治君。

2番(松尾國治君) どうもありがとうございました。

ぜひ、ほかの市町村に見劣りしないような対応をお願いいたします。

また、今回の被災により漁業をなりわいとしていた年金受給者の方には、仕事を失くし、家を失くし年金だけの生活を余儀なくされ、その上ローンに頼ればその前からの日々のローンの支払の見通しが立たず不安で夜も眠れなという方もおられます。

是非、そういう方々の声も受け止め、心に寄り添っていただける精神的な支援も必要であると感じております。そのことを強く希望いたしますがいかがでしょうか。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長、浜谷豊美君。

町長(浜谷豊美君) 再質問にお答えしたいと思います。

漁業者の中には、それぞれ今言われたような生活をされている方が多くいると思います。

金銭的な面だけでなく、いろんな角度から地域を上げて皆さんの気持ちの面で、また生活再建に向けた対応を行政として考えて行きたいと思っていますので、議員からもそういう現場の声をまた強めて頂ければ幸いです。宜しくお願いいたします。

2番(松尾國治君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 2番、松尾國治君。

2番（松尾國治君） わかりました。

どうも有り難うございました。

議長（木村勝彦君） 以上で2番、松尾國治君の質問を終わります。

議長（木村勝彦君）

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は6月15日 午後3時30分から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午前10時56分）

平成 23 年第 4 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

平成 23 年 6 月 15 日 午後 3 時 40 分開議

- | | | |
|--------|----------------------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 平成 22 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 平成 22 年度階上町一般会計事故繰越し繰越計算書報告について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 平成 22 年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 階上町わっせ交流センター条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 階上町交通安全条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 | 平成 23 年度階上町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 | 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 13 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 14 | 陳情第 1 号 | 「所得税法第 56 条廃止を求める意見書」を国への提出を求める陳情書 |
| 日程第 15 | 議会案第 1 号 | 所得税法第 56 条廃止を求める意見書 |
| 日程第 16 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1 番	浜 谷 貴 樹 君	2 番	松 尾 國 治 君
3 番	百 目 木 和 俊 君	4 番	大 江 和 夫 君
5 番	林 貢 君	6 番	加 藤 祐 君
7 番	重 文 字 勝 義 君	8 番	鹿 原 章 男 君
9 番	石 川 清 人 君	10 番	山 田 惠 治 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	松 森 蒿 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	木 村 勝 彦 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	上 博 文 君
町 民 課 長	上 野 文 生 君	保 健 福 祉 課 長	梨 子 謙 一 君
産 業 振 興 課 長	荻 ノ 沢 甚 逸 君	建 設 課 長	田 中 昇 君
教 育 課 長	沼 沢 範 雄 君	会 計 管 理 者	寅 谷 信 廣 君
総 務 課 指 導 監	南 正 人 君	町 民 課 指 導 監	木 村 良 三 君
建 設 課 指 導 監	佐 京 孝 信 君	石 鉢 ふ れ あ い 交 流 館 長	田 中 武 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	境 栄 治 君	代 表 監 査 委 員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長	浜 谷 操 君	総 務 G L 長	根 工 君
総 務 課 主 幹	平 戸 真 澄 君		

開会の宣告

午後3時40分

開議の宣告

午後3時40分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

この際、日程第1、報告第1号 平成22年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、日程第3、報告第3号 平成22年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についての件まで3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑ないようですので、これにて報告の件を終了いたします。

日程第4、議案第1号 階上町わっせ交流センター条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 階上町わっせ交流センター条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第6、議案第3号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件及び、日程第7、議案第4号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件及び、議案第4号 特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号 階上町交通安全条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町交通安全条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号 平成23年度階上町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 平成23年度階上町一般会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第12、議案第9号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおり決定いたしました。

日程第14、陳情第1号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」を国への提出を求める陳情書の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務財政常任委員長（委員長登壇）

総務財政常任委員長 （郷州公典君） 総務財政常任委員会に付託されました、

陳情第 1 号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配付されておりますとおり陳情審査報告書のとおり、採択と決定いたしました。

以上報告を終わります。（委員長降壇）

議長（木村勝彦君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第 1 号の件については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 1 号の件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 15、議会案第 1 号 所得税法第 56 条廃止を求める意見書の件を、議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号については、議員発議でありますので提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会案第 1 号 所得税法第 56 条廃止を求める意見書の件はこれを原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る6月10日開会の本会議も本日をもって閉会となります。議員各位には本会議において提案申し上げました議案につきまして、慎重にご審議を頂き原案のとおり議決を賜り厚くお礼を申し上げます。

議決頂きました各議案の執行にあたりましては、万全を期して参りたいと存じますので一層の、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げ閉会に当たってのご挨拶といたします。

誠に有難うございました。（町長降壇）

議長（木村勝彦君） これにて平成23年第4回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

